税の申告はお早めに

平成22年分の確定申告が2月14日(月)から、市・県民税の申告が2月16日(水)から始まります。期間の終盤になると大変混雑します。申告は早めに済ませましょう。

□送付先・問い合わせ

▽確定申告＝〒508－8611　中津川市かやの木町4－3　中津川税務署☎0573－66－1202

▽市・県民税＝〒509－7292（住所不要）税務課市民税係（内線506）

□確定申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計金額が、各種所得控除金額の合計額より多い方
- 給与収入金額が2千万円を超える方
- 1カ所から給与を受けており、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- 給与を2カ所以上から受けており、年末調整を受けない給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- 医療費控除や寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの各種控除を受けられる方

□ウェブサイトで簡単作成

国税庁のウェブサイト（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書が作成できます。

また直接、国税電子申告納税システム（e－Tax）も利用できます。

※e－Taxに必要な住民基本台帳カードに格納された電子証明書の有効期限は3年です。電子証明書の期限切れに、ご注意ください

□税理士による無料税務相談

次に該当する方は、無料税務相談を利用できます。

①平成22年の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者

②①の方で、消費税の課税事業者の場合は、平成22年分の基準期間の課税売上高が3千万円以下の方

③給与所得者や年金受給者（高額所得者や相談内容が複雑な方はご遠慮ください）

またe－Taxによる申告について、指導を希望する方は申し出てください。

□とき　2月21日(月)－25日(金)午前9時半－正午、午後1時－4時

□ところ　市役所会議棟

□申告期間前の説明会など

【公的年金受給者の申告受け付け】

確定申告期間前に、公的年金受給者の所得税の確定申告を受け付けます。収支内訳書などの作成が必要な方は、税務署などの申告会場で申告をお願いします。

□とき　2月3日(木)、4日(金)午前9時半－正午、午後1時－4時半

□ところ　市役所会議棟

【マイホームを取得した方の住宅借入金等特別控除説明会】

□とき　2月9日(水)、10日(木)午前9時－11時半、午後1時－4時

□ところ　中津川商工会議所ホール

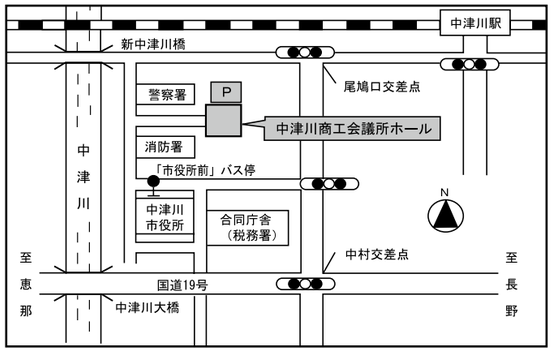

確定申告

中津川特設会場で、申告を受け付けます。

※この期間中、中津川税務署では申告相談を行いません

□とき　2月14日(月)－3月15日(火)午前9時－午後5時（土・日を除く）

□ところ　中津川商工会議所ホール

問　中津川税務署☎0573－66－1202

市・県民税申告

平成23年度の市・県民税は、平成23年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成22年中の所得を基準に算出します。

問　税務課市民税係（内線506）

□申告の受付会場

【市役所会議棟での申告受け付け】

期間中、混雑が予想されるので、地域ごとに日にちを設定しています。左表を参考にして、お出掛けください。

□とき　2月16日(水)－3月15日(火)午前9時－午後5時（土・日は除く）

【各地域での申告受け付け】

各地域でも申告受け付けを行いますが、混雑が予想されます。市役所へお越しいただける方は、会議棟での申告をお願いします。

□受付時間　午前9時－午後5時（土・日は除く）

□申告が必要な方

平成23年1月1日に市内に住所がある方は、原則、申告書を提出しなければなりません。ただし、次の方は申告の必要はありません。

▽確定申告をした方

▽給与支払報告書や公的年金支払報告書が提出されている方で、ほかに所得のない方

※社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者特別控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です

□注意　平成22年中に所得のなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため簡易申告書の提出が必要です。

また扶養認定のため、所得証明書などが必要な方も、申告書の提出をお勧めします。

□申告に必要なもの

▽送付された市・県民税申告書または簡易申告書

▽印鑑

▽平成22年中の収入金額の分かるもの、源泉徴収票（給与・公的年金）、報酬等支払調書、事業の収支が分かる書類

▽保険料控除証明書（社会保険料・個人年金・生命保険料・損害保険料など）

※申告で国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受けようとする場合、支払証明書の添付が義務付けられています。日本年金機構などから送付された証明書をお持ちください

要介護や要支援の認定を受けている方は障害者控除の対象

65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1－5や要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」が受けられます。

この控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。希望する方は、介護保険被保険者証を持って、高齢福祉課へお越しください。

恵那南部5地域にお住まいの方は、それぞれの振興事務所を利用ください。

※本人や世帯員以外の方が申請する場合は、委任状が必要です

問　高齢福祉課（内線123）

●市役所会議棟での申告受付●

と　き	対象地区	
2月16日(水)～21日(月)	大井町	南部5地域
2月22日(火)～25日(金)	長島町	
2月28日(月)～3月1日(火)	東野	
3月2日(水)	飯地町	
3月3日(木)	中野方町	
3月4日(金)	笠置町	
3月7日(月)	武並町	
3月8日(火)	三郷町	
3月9日(水)～15日(火)	市内全域	

●各地域での申告受付●

申告会場	と　き	対象地区
JA恵那北部支店	2月16日(水)	毛呂窪・本郷
	2月17日(木)	姫栗・河合
中野方コミュニティセンター	2月18日(金)	1区～5区
	2月21日(月)	6区～11区
三郷公民館	2月22日(火)	野井
	2月23日(水)	佐々良木・椋実
武並コミュニティセンター	2月24日(木)	藤
	2月25日(金)	竹折
飯地公民館	2月28日(月)	飯地町全域
岩村振興事務所	2月16日(水)～3月1日(火)	岩村町全域
串原振興事務所		串原全域
山岡振興事務所	3月2日(水)～3月15日(火)	山岡町全域
上矢作振興事務所		上矢作町全域
明智振興事務所	2月16日(水)～3月15日(火)	南部5地域